

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	平成 年1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	(電話)			
整理欄	①	②			

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	平成 年1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	(電話)			
整理欄	①	②			

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	平成 年1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	(電話)			
整理欄	①	②			

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	平成 年1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及 び第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及 び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	(電話)			
整理欄	①	②			

【退職所得の源泉徴収票】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

この備考は、平成24年12月31日以前に収入すべきことが確定した退職手当等に適用されます。

備考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第2項に規定する退職手当等（以下この表において「退職手当等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定したものを記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
 - (3) 「源泉徴収税額」の項には、法第199条の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (6) 法第30条第4項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

備考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第 226 条第 2 項に規定する退職手当等（以下この表において「退職手当等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第 202 条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が法第 201 条第 1 項第 1 号イに規定する特定役員退職手当等（以下この表において「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「源泉徴収税額」の項には、法第 199 条の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、令第 69 条又は第 70 条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第 201 条第 1 項第 1 号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、令第 71 条の 2 第 2 項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 令第 70 条第 1 項第 1 号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 令第 70 条第 1 項第 2 号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 令第 71 条の 2 第 4 項第 1 号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 令第 71 条の 2 第 4 項第 2 号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第 30 条第 5 項第 2 号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第 203 条第 8 項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第 201 条第 1 項第 1 号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。